

平成 26 年 8 月豪雨被害による農林水産業災害復旧に係る補助事業等メニュー

No.	事業名	趣旨	支援内容	補助対象者	補助金額	補助率
1	農業者等復旧応援事業	被災した農業者等の事業再開等につながる取組を京都府普及指導員等の伴走により支援	農業用資材・器具等の購入, 機器等の修繕や出荷額の回復につながる販売活動等に要する経費を支援	被害報告のあった販売農家, 畜産農家, 漁業者	上限 10 万円	1/2 以内
2	農林水産業者生産設備再建支援事業	被災した農林水産業者の機械等設備の再建を支援	農業用機械, 漁業用機械等の更新に要する経費を支援		10 万円～200 万円	6/10 以内
3	農林水産業共同利用施設災害復旧事業					
	(1) 野菜生産施設災害復旧事業	倒壊等の被害を受けた共同利用施設の復旧を支援	野菜生産のためのパイプハウスの復旧を支援	3 戸以上の農業者が組織する団体等	—	6/10 以内
	(3) 鳥獣侵入防止施設災害復旧事業		野生鳥獣による農作物被害を防止するための侵入防止柵の復旧を支援	地域協議会		6/10 以内

裏面へ続く

No.	事業名	趣旨	支援内容	補助対象者	補助金額	補助率
4	農作物生産確保緊急対策事業					
	(1) 黒大豆・小豆生産確保 緊急対策	農地の冠水等により 被害を受けた農作物に ついて、緊急的な病害防 除を行うとともに、今後 の生産確保につながる 支援を実施	病害防除に必要な農薬の 購入経費を助成	3戸以上の農業 者が組織する団 体等	上限 540 円/10a	6/10 以内
(2) 野菜等生産確保 緊急対策	追加施肥や追加防除に要 した農薬、肥料費及び播き直 しに要した種苗費等を助成		上限 2,760 円/10a ～40,200 円/10a			

5 その他、農林水産業関係制度資金について

①農業近代化資金、②農林漁業セーフティネット資金については、5年間（据置期間含む。）の無利子化措置が実施されます。

各事業には種々の要件がありますので、詳細は最寄りの農（林）業振興センター等へお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

- 北部農業振興センター （電話） 4 9 3 - 6 6 6 0 （担当区） 北区，左京区，上京区
- 西部農業振興センター （電話） 3 2 1 - 0 5 5 1 （担当区） 中京区，下京区，南区，右京区（京北地域除く），西京区
- 東部農業振興センター （電話） 6 4 1 - 4 3 4 0 （担当区） 伏見区，山科区，東山区
- 京北農林業振興センター （電話） 8 5 2 - 1 8 1 7 （担当区） 右京区京北地域
- 農林振興室農政企画課 （電話） 2 2 2 - 3 3 5 1
- 農林振興室農業振興整備課 （電話） 2 2 2 - 3 3 5 2